

統計調査員登録者を募集します

国などが行う各種統計調査に従事していただける登録調査員を募集します。登録調査員としてご協力いただける方は、企画政策課までお申し込みください。なお、統計調査の実施時には、調査地域等を考慮の上、業務を依頼することとなります。

統計調査員の仕事

調査事務説明会への出席、調査票の配布・回収および調査票の審査・提出等

調査員の資格要件

次のすべてに該当する方です。

- 満20歳以上の健康な方で、責任を持って事務ができる方
- 調査時に知り得た秘密を守れる方

- 警察または税務事務に従事していない方
- 選挙に直接関係のない方

調査員の待遇

非常勤の公務員として任命され、調査内容や受持ちの件数等に応じて報酬が支払われます。また、調査活動中に事故等にあつた場合は、公務災害補償が適用されます。

令和2年度に実施される主な統計調査

国勢調査、労働力調査、毎月勤労統計調査など

申込方法

市ホームページに掲載または企画政策課備え付けの「統計調査員登録申込書」に必要事項を記入し、企画政策課までお申し込みください。受付は随時行っています。

申し込み・問い合わせは

企画政策課（☎22-3429）へ

軽自動車税種別割のお知らせ

問い合わせは
税務課諸税係（☎22-1114）へ

※令和元年10月1日から、従来の“軽自動車税”は“軽自動車税種別割”に名称変更されました。

軽自動車・原動機付自転車等の変更手続きについて

- ★ 軽自動車・原動機付自転車等の変更手続きはお済みですか。
 - ・引越して住所が変わった、他の人に譲った、名義が変わったなどの場合は変更手続きが必要です。
- ★ 軽自動車税種別割は4月1日現在の所有（使用）者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。

車種区分	届出先	届出に必要なもの	
原動機付自転車 (総排気量125cc以下) 小型特殊自動車	阿南市または 新住所地の市区町村役場	登録	・車台番号の確認できる資料 (廃車証明書、車台番号の石すり等) ・販売証明書または譲渡証明書 ・所有者（使用者）の印鑑
		廃車	・ナンバープレート ・所有者（使用者）の印鑑
三輪・四輪の軽自動車	新住所地の軽自動車協会 ※県内は徳島県軽自動車協会 (☎088-641-2010)	左記の軽自動車協会へお問い合わせください。	
軽二輪（総排気量125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（総排気量250cc超）	新住所地の運輸事務所 ※県内は徳島運輸支局 (☎050-5540-2074)	左記の運輸事務所へお問い合わせください。	

軽自動車・原動機付自転車等の税額について

- ★ 地方税法の一部改正により、平成28年度から軽自動車税種別割の税額が変わりました。
 - ・平成19年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和2年度より重課課税の対象となります。（自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください。）
 - (注意) 天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。
 - ・平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、新税率が適用されます。
 - ・環境性能基準対象車両のうち、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車登録された車両は、令和2年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。
- ※くわしい税額等は、市ホームページをご覧ください。

軽自動車・原動機付自転車等の減免について

- ★ 身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます。（普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません。）
 - ※毎年度申請が必要です。（納期限までに提出必要）
 - ※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受け付けできない場合があります。
 - ※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。